

農地バンク借受要件確認表

登録農地借受要件 (以下に該当しているかを確認してください。)	確認書類 (（1）から（8）に共通して農地バンク借受申出書、誓約書が必要。)
(1) 農家証明の発行要件を備えた者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家証明（市内の人は窓口にて確認。市外の場合は要提示。）
(2) 農地法第2条第3項に規定する農業生産法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人登記事項証明書 ・ 定款
(3) 農業経営基盤強化促進法第12条の2第1項に規定する認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定書
(4) 農業高校、農業大学校等の農業課程のある学校の卒業生又は卒業する見込みのある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業証書 ・ 在学証明 ・ 新規就農計画書
(5) 農業大学校の研修等の受講修了者又は受講終了見込みである者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修了証書 ・ 新規就農計画書
(6) 農家証明の発行要件を備えた者の下で、1年以上農業に従事した者又は農業生産法人等において1年以上農業に従事した者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的に聞き取り ・ 新規就農計画書
(7) 農業生産法人以外の法人においては、（1）から（6）までの要件を満たす者が、その法人の行う耕作等の事業に1人以上従事すると認められる法人 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人登記事項証明書 ・ 定款 ・ 新規就農計画書
(8) 全各号に掲げる者のほか、会長が適当と認めた者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて

※ 初回の契約期間のみ1年以内とする。